

第9回 幼児期までのこどもの育ち部会	資料1-2
令和5年11月13日	

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)」
(答申案)

～すべてのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支え
生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために～

令和5年 月 日
こども家庭審議会

目次

はじめに	2
1. 『育ちのヴィジョン』を策定する目的と意義	4
・生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上	4
・『育ちのヴィジョン』の目的	5
・こども基本法の理念	8
・すべての人と『育ちのヴィジョン』を共有する意義	11
2. 幼児期までのこどもの育ちの5つのヴィジョン	13
(1) こどもの権利と尊厳を守る	14
(2) 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める	15
①育ちの鍵となる安心と挑戦の循環	15
②幼児期までのこどもの育ちに必要な「アタッチメント（愛着）」の形成	16
③幼児期までのこどもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」	16
(3) 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える	19
(4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする	22
(5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す	25
おわりに～実効性のある『育ちのヴィジョン』とするために～	29
別紙1 それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」	31
別紙2 『育ちのヴィジョン』の実現に向けた社会全体のすべての人の役割	32

はじめに

○こども¹は、生まれながらに権利の主体であり、その固有の権利が保障されなければならない。

○令和4年6月には、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども基本法（令和4年法律第77号）が与野党を超えた賛同を得て成立し、翌年4月に施行された。こども基本法の制定は、我が国が、権利主体としてのこどもの最善の利益を常に第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会のまんなかに据えていく「こどもまんなか社会²」の実現を目指すという、大きな価値転換である。

○特に「こどもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイング³の基盤となる最も重要な時期である。全世代のすべての人⁴でこの時期からこどものウェルビーイング向上を支えていくことができれば、「こどもまんなか社会」の実現へ社会は大きく前進する。これは社会全体の責任であり、すべての人のウェルビーイング向上につながる。

○しかし、我が国の状況を見ると、必ずしもすべての乳幼児の権利や尊厳が保障できている現状にはない。また、今の親世代の幼児期までの育ちと比べ、家庭や地域の状況など社会情勢が変化している中で、すべての乳幼児のウェルビーイング向上を、心身の状況や置かれた環境に十分留意しつつひとしく、その一人一人それぞれにとって切れ目なく、支えることができているだろうか。こども基本法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）にも掲げられたこれらの権利を生まれた時から保障し、「こどもまんなか社会」を実現するための取組は途上にある。

○そのため、本答申では、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対してなされた諮問⁵を受け、幼児期までの「こどもの育ち」そのものに着目し、すべての人と共有したい理念や基本的な考え方を整理した。これに基づき、社会の認識の転換を図りつつ、政府全体の取組を推進するための羅針盤として定めるものが、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」（以

¹ 本答申では、こども基本法等と同様、心身の発達過程にある者をいう。

² こども基本法の目指す、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた社会。

³ 後述（1. 「生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上」参照。）。

⁴ 本答申では、こどもや、こどもと直接接する機会がないおとなも含め、こどもの育ちに直接・間接を問わず影響を及ぼしうるあらゆる人を指し、「すべての人」と表している。

⁵ 諮問第1号「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」（令和5年4月21日）。

1 下『育ちのヴィジョン』という。)であり、これは、人生の基盤的時期を過ご
2 す乳幼児を含めた全世代のすべての人による、以下のような社会の実現に寄
3 与することを指すものである。

- 4 ・乳幼児を含めたすべてのこどもが誰一人取り残されずに、権利主体として、
5 命と尊厳と権利を守られる社会
- 6 ・乳幼児の思いや願いが受け止められ、社会への参画が応援される社会
- 7 ・乳幼児と保護者・養育者⁶が安定した「アタッチメント（愛着）⁷」を形成で
8 きる社会
- 9 ・人や場との出会いを通じて、豊かな「遊びと体験」が保障される社会
- 10 ・保護者・養育者になる前から切れ目なく、様々な人や機会に支えられ、こど
11 もとともに育ち、成長が応援される社会
- 12 ・各分野や立場を越えた認識共有により、乳幼児に関わる人が緊密に連携し、
13 切れ目のない「面」での支援が実現できている社会
- 14 ・乳幼児とすべての人がともに育ち合う好循環が続いていく社会

15 ○『育ちのヴィジョン』に基づき、このような社会への変革を着実に実現して
16 いくことにより、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」が一層大事にされ
17 るとともに、保護者・養育者、保育者、子育て支援者等が、社会からその尊
18 い役割を応援され、安心してこどもの笑顔や成長を喜び合うことができる社
19 会を、すべての人とともにつくっていくことが、政府の責務である。

20 ○『育ちのヴィジョン』に基づく社会の認識の転換と、政府全体の取組を、こ
21 ども施策の基本的な方針や重要事項等について定める「こども大綱」や次元
22 の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」等と整合的に進める
23 ことにより、「こどもまんなか社会」の実現を強力に牽引することを期待する。

⁶ 本答申では、父母等の法律上の「保護者」に限らず、こどもを養育している立場にある者を指し、日常的養育者の立場にある祖父母や、社会的養育に携わる専門職（児童福祉施設職員、里親等）などを含め、「保護者・養育者」と表記するものとする。

⁷後述（2.（2）参照。）。

1. 『育ちのヴィジョン』を策定する目的と意義

・生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上

(「ウェルビーイング」の考え方)

○本答申においては、すべての人で支えるべき「こどもの育ち」に係る質⁸について、こども基本法の目指す、こどもの生涯にわたる幸福、すなわちウェルビーイングの考え方を踏まえて整理した。この「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル⁹）に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含むものをいう¹⁰。また、このような「ウェルビーイング」の向上を、権利行使の主体としてのこども自身が、主体的に実現していく視点が重要である。

○なお、ウェルビーイングは、こどもの時だけでも、おとなになってからだけでもなく、生涯にわたるすべての時期を通じて高めることが重要であり、こどもとともに育つおとなにとっても重要なものである。こどももおとなも含め、一人一人多様な個人のウェルビーイングの集合として、社会全体のウェルビーイング向上の実現を同時に目指すことが必要である。

(身体的、精神的、社会的なすべての面を一体的に捉える)

○本答申において「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的なすべての面を一体的に捉えた観点（バイオサイコソーシャルの観点）での幸福の概念であり、換言すれば、こどもの持つ身体と心、周囲を取り巻く身近な環境や社会的状況、より広い環境としての社会（以下「環境(社会)」と表現する。）を一体的に捉えたものである。また、ウェルビーイングの向上を、生涯にわたり実現することが、こどもの最善の利益を考慮していく上で重要である。

⁸ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月閣議決定）において、「『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）』を策定し、全てのこどもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進する」とされている。

⁹ 成育基本法（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号））に基づく、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月閣議決定）においても、「バイオサイコソーシャルの観点（身体的・精神的・社会的な観点）」が重視されている。

¹⁰ 幼児教育も含めた教育の方向性を示す、教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）においても、同様の考え方でウェルビーイングの向上がそのコンセプトに位置づけられている。

1 なお、身体と心の側面のみならず、環境（社会）も、こども一人一人多様で
2 あるといった視点に留意する必要がある。

3
4 （多様性を尊重し、包摂的に支援する）

5 ○『育ちのヴィジョン』は、特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かに
6 かかわらず、どのような環境に生まれ育っても、また、心身・社会的にどの
7 ような状況にあっても、多様なすべてのこども一人一人をひとしく対象とし
8 ている。

9 ○特に、障害児については、他のこどもと異なる特別なこどもと考えるべきで
10 はなく、一人一人多様な育ちの中で個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要
11 なこどもと捉えることが大切であり、障害の有無で線引きせず、すべてのこ
12 どもの多様な育ちに応じた支援ニーズの中で捉えるべきである。また、心身
13 の状況にかかわらずひとしく育ちを保障するために、周囲の環境（社会）を
14 整える¹¹視点も重要である。

15 ○また、共生社会¹²の実現に向けて、『育ちのヴィジョン』は、幼児期までの時
16 期から切れ目なく、インクルージョンの考え方を前提とするべきである。そ
17 の上で、体制整備も含め、一人一人のこどもの育ちに係る質を持続的に担保
18 する必要がある。これは、学童期以降のインクルーシブ教育システムの実現
19 とも切れ目なくつながる、共生社会の実現に向けた重要な視点である。

20 ○さらに、身体的・精神的・社会的なあらゆる要因によって困難を抱えるこど
21 もや家庭を包括的に支援する必要がある¹³。

22
23 ・『育ちのヴィジョン』の目的

24 （こどもの誕生前から幼児期までの重要性）

25 ○乳幼児期は、脳発達の「感受性期¹⁴」と言われ、脳発達において環境の影響を
26 受けやすい限定された時期の1つであるなど、生涯にわたるウェルビーイン
27 グ向上にとって、特に重要な時期である。また、生涯の健康や特定の病気へ

¹¹ このように、障害が本人の医学的な心身の機能の障害と社会における様々な障壁の相互作用によって生じるものであるとする「障害の『社会モデル』」の考え方は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）等においても取り入れられている。

¹² 障害の有無にかかわらず、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をいう。

¹³ 様々な困難を抱えるこどもや家庭の利益を考慮することが、翻ってすべてのこどものために何が必要かを考えることにつながるという考え方も重要である。

¹⁴ 生きる環境に適応的に働く脳へと成熟することに向け、特に環境の影響を受けやすい時期を指すが、その1つが概ね7～8歳までの時期であるとされている。

1 のかかりやすさは、胎児期や生後早期の環境の影響を強く受けて決定される
2 という考え方¹⁵もあるなど、こどもの誕生前も含め、育ちを支える基盤的時期
3 として捉える必要がある。さらに、「育ち」の側面と両輪をなす「学び」の側
4 面¹⁶からも、米国における研究で、質の高い幼児教育は長期にわたって影響を
5 与えるとされているなど、幼児期までの重要性は世界的にも確認されている。

6 ○取組によって特に着目する月齢や年齢に違いはあるが、「誕生前から幼児期ま
7 で」のこどもを重要視した支援は諸外国や国際機関でも推進されているなど、
8 世界の潮流¹⁷でもある。

9 ○こどもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスター
10 トを切るために最も重要であるこの時期への社会的投資こそが、次代の社会
11 の在り方を大きく左右する。そのため、こどもと直接接する機会がない人も
12 含め、社会全体にとっても幼児期までが極めて重要であることが、すべての
13 人の間で共有されなければならない。

14
15 (すべてのこどもへのひとしい保障)

16 ○一方で、こどもの虐待による死亡事例を例に挙げても、約半数¹⁸が0歳児であ
17 るなど、基本的な生命に関するこどもの権利を、誰一人取り残さずひとしく
18 保障できているとは言えない現状がある。

19 ○また、0歳～2歳児の約6割は就園していない状態¹⁹であり、少子化の進行等
20 に伴いきょうだいの数も減ってきている中、こども同士で育ち合う機会や、
21 保護者以外のおとなと関わる機会、様々な社会文化や自然などの環境に触れ

¹⁵ DOH a D (Developmental Origins of Health and Disease) の概念。

¹⁶ 文部科学省が主導している「架け橋プログラム」等の下で、幼稚園、認定こども園、保育所の施設類型を超えて、家庭や地域における学びも含め、0歳から18歳まで切れ目ない学びの連続性を踏まえつつ、「遊びを通じた学び」の考え方を重視する幼児教育の充実を図っている。

¹⁷ ユニセフ(国連児童基金)は、途上国はもとより先進国においても、幼児期までの期間が重要であるとの考え方をとっており、中でも胎内にいる時から2歳の誕生日までの「最初の1000日」に着目している。これに基づき、栄養やケア、教育やこどもの保護を含めて多面的にこどもやその養育者を支援するプログラムのほか、法律や政策への働きかけ等を行っている。また、概ね8歳までを発達において重要な「Early childhood」と位置づけ、発達支援に取り組んでいる。

¹⁸ 心中による虐待死事例の件数を除いた場合の割合(令和5年9月にこども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会がとりまとめた、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第19次報告)」)。

¹⁹ 0～2歳児は可能な限り家庭で育てたいと考える保護者がいるなど、就園していないこどもとその家庭の子育て状況は様々であり、就園していないこと自体を問題視するような情報発信や対応とならないように留意が必要。

1 る機会が、家庭の環境によって左右されている現状がある。園や地域社会と
2 つながることなどによって、育ちの環境をより一層充実させる機会は、こど
3 もがどこに暮らしていても、家庭の環境に十分配慮しつつ、ひとしく保障さ
4 れることが必要である。

5 ○さらに、多くのこどもが通園する満3歳以上²⁰にあっても、施設類型や家庭・
6 地域で過ごす時間の違いによって、ひとしく育ちを保障する上での格差が生
7 じないようにしなければならない。

8 ○このように、すべてのこどもの育ちをひとしく支える上では、今の親世代の
9 幼児期までの育ちと比べ、家庭や地域の状況など社会情勢が変化しているこ
10 とや、今の社会の現実を踏まえ、従来の発想を超えて対応すべき課題がある。

11
12 (こどもから見て切れ目のない保障)

13 ○一人一人のこどもの成長に目を向けると、誕生前後、就園前後、小学校就学
14 前後と、いくつか大きな節目はあるものの、本来こどもの発達は、一人一人
15 違うペースで、絶えることのない連続性の中で進む。「こどもまんなか」の発
16 想に立ち返れば、年齢や学年の事情で引かれた線が、こどもの育ちの大きな
17 切れ目にならないよう、環境(社会)の不断の改善を図っていく必要がある。

18 ○また、こどもは日々の生活において、複数の場や異なる関係性の人との関わ
19 りの中で育っており、その環境(社会)は間接的に影響するものも含めて多
20 層的に広がっているものの、こどもの育ちという視点から見ると、家庭、幼
21 稚園・保育所・認定こども園(以下「幼児教育・保育施設」という。)、こども
22 の育ちに関する関係機関、地域等を含む環境(社会)はすべてつながってい
23 る。「こどもまんなか」の発想に立ち返れば、これらの環境(社会)に関わる
24 人が緊密に連携し、それぞれが「点」でこどもの育ちに係る質を捉えるので
25 はなく、『育ちのヴィジョン』の理念や基本的な考え方を共通言語として共有
26 し、できる限り、それぞれの「点」での支えが横につながった「面」のネット
27 ワークで育ちを支える環境(社会)を構築していく必要がある。

28
29 (『育ちのヴィジョン』の目的の在り方)

30 ○以上を踏まえ、『育ちのヴィジョン』の目的は、すべてのこどもの「誕生前か
31 ら幼児期まで」の時期から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることで

²⁰ 「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究」(令和5年3月)によれば、満3歳以上の未就園の背景要因には、我が国の場合、低所得、多子、外国籍など経済社会的に不利な家庭のこどもや、健康・発達の課題を抱えたこどもが未就園になりやすい傾向があることが明らかになっていることにも留意。

1 ある。

2 ○『育ちのヴィジョン』は、こども基本法の目的・理念にのっとり、多様なこ
3 どもの心身の状況や、置かれている環境等に十分に配慮しつつひとしく、そ
4 れぞれのこどもにとって「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を通じて
5 切れ目なく、こどもの周囲の環境（社会）を捉えながら、その心身の健やか
6 な育ちを保障する観点で定める必要がある。

7 ○上記の目的を達成するためには、『育ちのヴィジョン』を、すべての人で共有
8 したい理念と基本的な考え方を示し、社会の認識の転換を図りつつ政府全体
9 の取組を推進する羅針盤として位置づけることが重要である。

10 ○本答申は、このような羅針盤を策定することで、次代の社会を担うすべての
11 こどもの権利を守り、すべての人の関心及び理解を増進するなど社会の認識
12 の転換を図るとともに、こども大綱に基づくこども施策の推進等を通じてす
13 べての人の具体的な取組を推進することにつなげていくことを求めるもので
14 ある。

16 ・ こども基本法の理念

17 （こども基本法について）

18 ○こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
19 こども政策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども
20 施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、
21 令和4年6月に成立し、翌年4月に施行された。

22 ○同法は、こどもと日常的に関わる機会がない人も含むすべての国民に対して、
23 こどもの育ちに関するものを含めたこども施策への関心と理解を深める努力
24 等を求めている。こども基本法の目的や理念²¹にのっとり策定する『育ちのヴ

²¹ こども基本法（令和4年法律第77号）【抄】

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

1 イジョン』においても、その理念は、国民的な議論を経て定められたこども
2 基本法の理念をもとに、『育ちのヴィジョン』の対象時期の特徴を踏まえ、整
3 理することが適当である。

4
5 (乳幼児の思いや願い)

6 ○乳幼児は、例えば、以下のような、安心したい、満たされたい、関わってみ
7 たい、遊びたい、認められたい、といった思いや願いを持ちながら、周囲の
8 環境（社会）との関係の中で心身の発達を図り、生涯にわたるウェルビーイ
9 ングの基盤を築いている。身近な人との応答的なやりとり等を通じて、こう
10 した思いや願いを持つようになること自体、乳幼児の発達であるが、こども
11 の視点で考える上で、乳幼児はこのような思いや願いを持っているという視
12 点で整理した。

13
14 ・[安心したい]

15 身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合ったりすること
16 で安心しながら育つ。

17 ・[満たされたい]

18 「愛されたい」「抱っこしてほしい」「食べたい」「寝たい」「関心を持ってほし
19 い」などの思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもら
20 うことで、心地よい生活のリズムをつくりながら育つ。

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

1 ・[関わってみたい]

2 こども同士の関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が
3 培われたり、多様な人や環境（社会）と関わることで、それぞれの違いや個
4 性があることに気づいたりしながら育つ。

5 ・[遊びたい]

6 身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊んだり、自然に触れ
7 て、体験して、絵本や地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、食事を
8 楽しむことなども含むあらゆる遊びと体験を通して様々なことを学んだりし
9 ながら育つ。

10 ・[認められたい]

11 周囲の人にありのままを受け止められ、尊重され、自分の存在、意思、ペー
12 スを認めてもらうことで、自分に自信がついたり、そうした経験から、他者
13 への理解や優しさを育んだりしながら育つ。

14
15 （こども基本法にのっとった理念）

16 ○このような、『育ちのヴィジョン』の対象時期の特徴も踏まえると、こども基
17 本法に示されている理念は、次のように捉えることができ、これを『育ちの
18 ヴィジョン』の理念とすることが適当である。

19
20 （1）すべてのこどもが一人一人個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権
21 利が保障されている

22 　　すべてのこどもが、生まれながらに権利を持っている存在として、いかな
23 る理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人の多様性が
24 尊重されている。（こども基本法第3条第1号関係）

25
26 （2）すべてのこどもが安全・安心に生きることができ、育ちの質が保障されている

27 　　どのような環境に生まれ育っても、心身・社会的にどのような状況であっ
28 ても、すべてのこどもの生命・栄養状態を含む健康・衣食住が安全・安心に
29 守られ、こども同士つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、
30 学ぶ機会とそれらの質が保障されている。（こども基本法第3条第2号関係）

1 (3) こどもの思いや願いが受け止められ、主体性が大事にされている

2 乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達の
3 程度に応じて、言葉だけでなく、表情や行動など様々な形でこどもが発する
4 声や、声なき声が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事に
5 され、こどもの今と未来を見据え「こどもにとって最も善いことは何か」が
6 考慮されている。(こども基本法第3条第3号及び第4号関係)

7
8 (4) 子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこども
9 の誕生、成長を一緒に喜び合える

10 社会に支えられ、身近な保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てし、
11 保護者・養育者が社会とつながり合うことが、こどものより良い育ちにとっ
12 て重要である。保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共
13 有でき、社会に十分支えられているからこそ、こどもの誕生、成長の喜びを
14 保護者・養育者が実感でき、社会もそれを一緒に喜び合える。(こども基本
15 法第3条第5号及び第6号関係)

16
17 ・すべての人と『育ちのヴィジョン』を共有する意義

18 ○今後、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支えるための理念や基本的
19 な考え方を、『育ちのヴィジョン』の策定を通じて、こどもと直接関わる機会
20 がない人も含めた社会全体のすべての人と共有することとなる。その際、こ
21 ども施策を主導する責務のある国や地方公共団体のみならず、すべての人が
22 それぞれの立場で役割を持つ、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」の当
23 事者であるという捉え方が大切である。

24
25 (すべての人で次代の担い手の人生最初期を支える)

26 ○こどもと日常的に関わる機会がない人も、間接的に「こどもの誕生前から
27 幼児期までの育ち」の支え手として、地域社会を構成し、社会全体の文化
28 を醸成する一人となる。そのため、こども基本法にのっとり、『育ちのヴィ
29 ジョン』も参考にこどもの育ちに係る質についての関心と理解を深めるよ
30 う努める役割が、共通して求められている。

31 ○こどもと日常的に関わる機会がない人も含めて、こどもの「誕生前から幼
32 児期まで」の時期を支えることを通じて、今をともに生き、次代をつくる
33 存在であるこどもの生涯にわたるウェルビーイング向上を実現することは、

1 社会全体のすべての人のウェルビーイング向上を持続的に実現するために
2 不可欠な未来への投資である。さらに、幼児期までのアタッチメント（愛
3 着）等を土台に、こどもの意見表明・社会参画を社会全体で支えることは、
4 より良い民主主義社会の発展にとっても重要である。

5
6 （すべての人が乳幼児とともにすべての人のウェルビーイングを支え合う）

7 ○「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」は、おとながこどもを支える
8 という一方通行の関係のみではない。幼児期までのこども同士が育ち合うと
9 という視点や、学童期以降のこども・若者がおとなとともに幼児期までのこ
10 どもの育ちを支え合うという視点も大事である。

11 ○このように、幼児期までのこどもを支えるおとなやこども・若者もまた、
12 乳幼児に育てられるという視点が大切であり、こどもとおとながともに、
13 こどもの誕生や乳幼児の笑顔に触れ、その成長を喜び合うこと自体が、ウ
14 ェルビーイング向上につながる。

15 ○より多くの人々が、こどもの誕生前や乳幼児の育ちに関わる経験をするこ
16 とは、自分自身が幼児期までのときに、保護者・養育者をはじめとして多く
17 の人に支えられてきたことや、乳幼児が一人の主体であることに気づいた
18 り、子育ての喜びの一端を味わったり、子育て当事者の立場への想像力を
19 持ちやすくなったりする上でも、有用である。

20
21 （全世代、立場を越えたすべての人の役割）

22 ○本答申では、こども基本法にのっとり、「2.」の（5）で整理した別紙1
23 の「こどもまんなかチャート」の考え方も踏まえ、『育ちのヴィジョン』の
24 実現に向けた社会全体のすべての人の役割と、その役割を支えるために特
25 に国に求められることを別紙2のとおり整理した。

26

2. 幼児期までのこどもの育ちの5つのヴィジョン

(羅針盤としての5つのヴィジョン)

○本答申では、子育て当事者の立場からの知見、脳科学・発達心理学・公衆衛生学・小児科学などの科学的知見、幼児教育や保育における実践や理論を背景とする専門的知見などを踏まえてなされた議論をもとに、「こどもの育ち」そのものについての身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの観点を踏まえ、以下の5つを『育ちのヴィジョン』の柱として整理をした。

○これらは、普遍的に重要な考え方を踏まえつつ、現代の我が国社会の状況に鑑みて、当面の羅針盤として特にすべての人と共有したい基本的視点を整理したものである。

(1) こどもの権利と尊厳を守る

(2) 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

(3) 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

(4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

(5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

(5つのヴィジョンの関係性)

○生涯にわたるウェルビーイング向上には、前提として、すべての人の責任として、権利主体として必ず保障しなければならないこどもの権利と尊厳がすべてのこどもにひとしく保障されることが重要である。

その上で、乳幼児の発達の特性も踏まえ、ウェルビーイング向上において特に重要な「アタッチメント(愛着)」と「遊びと体験」に着目し、「安心と挑戦の循環」という考え方を整理している。

○これらは、直接的には乳幼児の育ちを支える時に重要なことだが、そのためには「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支えることが不可欠である。

○また、こどもの誕生後も含め、身近な保護者・養育者の影響を乳幼児は強く受けることや、保護者・養育者自身にとっても保護者・養育者としての最初期であり特に支援が必要であることも踏まえ、「こどもの育ち」そのものを支える観点から、こどもとともに育つ保護者・養育者のウェルビーイングと成

1 長を支えることが重要である。

2 ○さらに、このように家庭を基本として養育の第一義的責任を有する保護者・
3 養育者の役割が重要であるからこそ、その養育を社会が支え、応援すること
4 が大事である。また、こどもは家庭のみならず、様々な環境や人に触れなが
5 ら豊かに育っていくが、こどもの育ちに関する家庭や地域などの社会の情勢
6 変化により、今の親世代が乳幼児期を過ごした時代と変化している現代の社
7 会構造を踏まえ、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増していくこと
8 が必要である。

9 ○身体的・精神的・社会的な観点（バイオサイコソーシャルの観点）を踏まえ
10 ながら、このような考え方で整理した5つのヴィジョンを共有して、国や地
11 方公共団体が「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」に関係するこども施
12 策を推進すること等を通じて、すべての人とともに具体的な取組を進め、そ
13 れらを不断に見直していくことを期待する。

14 15 (1) こどもの権利と尊厳を守る

16 ○『育ちのヴィジョン』は、生涯にわたるウェルビーイング向上のために、「こ
17 どもの誕生前から幼児期まで」をすべての人で支えていく必要があること
18 について、基本的な考え方を整理したものである。そのためには、最低限のこ
19 どもの育ちに係る質の保障と、そこからの質の向上の双方が重要である。

20 ○一方で、こどもの心身の状況や置かれた環境等に十分配慮しつつ乳幼児のウ
21 ェルビーイング向上を支える観点が重要であることや、すべての人と考え
22 を共有すること自体が大切な観点であることから、乳幼児の育ちに必要な
23 とや、避けるべき内容の具体例を論じるのではなく、乳幼児の権利や尊厳に
24 基づいて、こどもの育ちに係る質の保障と質の向上に関する基本的な考え
25 を整理することとした。

26 ○こども基本法では、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則、「差別の禁止

1 22)「生命、生存及び発達に対する権利²³⁾」「児童の意見の尊重²⁴⁾」「児童の最善
2 の利益²⁵⁾」も踏まえて、こども施策に関する基本理念等を定めている²⁶⁾。「こど
3 もの誕生前から幼児期まで」のこどもの育ちに係る最低限の質の保障と質の
4 向上は、権利主体としての乳幼児の権利を守る観点に立ち返り、こども基本
5 法にのっとり、こどもの権利に基づき保障していくことが望ましい。

7 (2)「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

8 ①育ちの鍵となる安心と挑戦の循環

9 ○「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」の最たる特徴として、「アタッチメ
10 ント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が重要である。これらが生涯に
11 わたるウェルビーイング向上の土台をつくる。本答申では、この育ちの鍵と
12 なる考え方を「安心と挑戦の循環」として整理した。

13 ○乳幼児期の安定したアタッチメント（愛着）はこどもに自分自身や周囲の人、
14 社会への安心感をもたらす。その安心感の下で、こどもは遊びや体験などを
15 通して外の世界への挑戦を重ね、世界を広げていくことができるのであり、
16 その過程をおとなが見守りこどもの挑戦したい気持ちを受け止め、その最善

22 『育ちのヴィジョン』が前提とする共生社会の実現に向けた考え方として、「1.」で整理した
考え方も参照。

23 すべてのこどもの生命・栄養状態を含む健康・衣食住が安全・安心に守られる必要があり、そ
のためには、「保育所保育指針解説」にもあるように、こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着
脱、身の回りを清潔にすることなどの生活習慣を習得することについて、適切な時期に適切な支
援をしていくことが求められる。

24 乳幼児期の発達の特性を踏まえれば、こどもの意見は必ずしも言葉で表されるものではなく、
様々な思いや願いとして多様な形で表れる。例えば、保育所等におけるこどもの睡眠につい
ても、一人一人多様なペースがあり、睡眠に関する個人差を踏まえて配慮することなども、そ
のような思いや願いを受け止め、尊重することにほかならない。

25 権利主体としての乳幼児の最善の利益を考慮するにあたっては、こども基本法の目的や理念に
のっとり、『育ちのヴィジョン』で示す考え方を参考とすることも望ましい。

26 児童福祉法においても、児童は「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛さ
れ、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の
福祉を等しく保障される権利」を有し、また、国民は「児童が良好な環境において生まれ、か
つ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、
その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければなら
ない」こととされている。

1 の利益を考えていくことで自己肯定感等が育まれていくことが重要である。
2 このような「安心と挑戦の循環」は将来の自立に向けても重要な経験である。

4 ②幼児期までのこどもの育ちに必要な「アタッチメント（愛着）」の形成

5 ○各分野の専門性の中で議論されてきた、こどもの育ちに必要な「アタッチメ
6 ント（愛着）」の位置づけやその重要性について、すべての人とわかりやすく
7 共有することが大切である。例えば『「愛着」の対象は母親、血縁関係にある
8 者でなければならない』などの過去の社会通説²⁷にとらわれず、乳幼児期に真
9 に必要な愛着について、すべての人と、科学的知見を踏まえた考え方と育ち
10 のプロセスにおけるその重要性を共有することが必要である。

11 ○こどもの育ちに必要なアタッチメント（愛着）は、こどもが怖くて不安など
12 きなどに身近なおとな（愛着対象）がその気持ちを受け止め、こどもの心身
13 に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安
14 心の土台である。アタッチメント（愛着）が、こどもに自分や社会への基本
15 的な信頼感をもたらし、それは、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体
16 の発達を促す。

17 ○安定したアタッチメント（愛着）は、いわゆる非認知能力の育ちに影響を与
18 える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。また、「愛着」という
19 言葉は保護者・養育者とこどもの関係のみを指す印象を持つことがある。も
20 とより、保護者・養育者はこどもがアタッチメント（愛着）を形成する対象
21 として極めて重要である²⁸ものの、保育者など、こどもと密に接する特定の身
22 近なおとなも愛着対象になることができる。

24 ③幼児期までのこどもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」

25 （豊かな「遊びと体験」）

26 ○乳幼児期からウェルビーイングを高めていく上では、上述の「アタッチメン
27 ト（愛着）」を基盤として、人や環境との出会いの中で豊かな「遊びと体験」
28 を通じて外の世界へ挑戦していくことが、欠かせない要素である。

29 ○乳幼児の育ちの最大の特徴とも言える行為が「遊び」である。また、自然に

²⁷ 科学的知見に基づき、既に、いわゆる「3歳児神話（こどもは3歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、こどものその後の成長に悪影響を及ぼすという言説）」には根拠はないとされている。

²⁸ こうした観点からも、後述の、保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支えることは重要である（2.（4）参照）。

1 触れたり、芸術や、地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、日常生活
2 における豊かな「体験」を得たりすることも重要である。

3 ○本答申では、『育ちのヴィジョン』の理念や基本的な考え方をすべての人でわ
4 かりやすく共有する観点から、「遊びと体験」を念頭に、「安心と挑戦の循環」
5 において「挑戦」という表現をしている。

6 ○こどもの生活の中心を占める「遊び」について、こどもの育ちにおける重要
7 性の過小評価も見られる中で、生涯にわたるウェルビーイング向上のために
8 乳幼児期に必要な豊かな「遊びと体験」について、できる限り具体的な場面
9 が浮かぶように留意しつつ、「遊びと体験」についての考え方を、こども目線
10 の「遊び」の観点から整理した。

11 ○また、豊かな「遊びと体験」を通じた挑戦は、基盤となる「アタッチメント
12 (愛着)」さえあれば乳幼児が主体的に向かうものではない。多様なこどもや
13 おとなとの出会い、モノ・自然・絵本等²⁹・場所等との出会いを通じて、様々
14 な感覚を働かせながら、環境からの刺激を受けることが必要であり、そうし
15 た豊かな「遊びと体験」の機会を、保護者・養育者、幼児教育・保育施設や子
16 育て支援施設の保育者などを含むすべての人の取組を通じて日常的に保障す
17 ることにより、乳幼児の更なる挑戦を支援・応援していくことが大切である。

18
19 (「遊び」そのものの保障)

20 ○乳幼児期のこどもの生活の中心は遊びである。ここでの遊びとは、多くは葉
21 っぱを捨てることなどの名もない遊びであり、こどもが主体的に興味を持ち、
22 面白いと感じて夢中になる心と身体を動かして行う行為である。遊びは何ら
23 かの効果を求めてさせるのではなく、遊びそれ自体が目的である。

24 ○また、遊びは、現在を十分に楽しみ、自分の思いを発揮することを通して幸
25 せに生きることそのものである。言い換えれば、こどもが現在を自分らしく、
26 よりよく生きるために保障されることであり、ウェルビーイングにつながる
27 ものである。遊びを保障することは、こどもの「楽しい」「したい」という思
28 いや願いを尊重することであり、その中で遊びが変化しながら、やがて自分
29 のやりたいことを成し遂げるための目的のある遊びにもつながっていく。

²⁹「幼稚園教育要領解説」「保育所保育指針解説」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」においては、園児が興味や関心を抱き、主体的に関われるような環境の一つとして「絵本、物語などのような園児にとって身近な文化財」のある生活環境などが考えられるとしている。また、こども家庭庁こども家庭審議会では、こどもたちの健やかな育ちに役立てるため、児童福祉文化財と称して、絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカル等の舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品を推薦している。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29

(乳幼児の育ちにとって重要な「遊び」)

○遊びには、こどもの様々な育ちを促す重要な機能がある。こどもが遊びに没頭し、身体 of 諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造性や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、相手や現実の状況と折り合いをつける力などの社会情動的スキルの、双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながる。ひいては生涯にわたるウェルビーイングにつながる³⁰。

(多様なこどもやおとなとの出会い)

○こうした「遊び」において、こどもは特定のおとなとの関係だけではなく、多様なこどもやおとなとの出会いの中で育つことを踏まえることが重要である。自分一人でじっくり遊ぶ一人遊びが大切であるとともに、他者との関わりの中で多様な刺激を受けながら、次第に自分の世界を広げ、成長する。

○こどもは、保護者・養育者あるいはそれ以外のおとなとの信頼関係を基盤にしながら、次第に同年齢・異年齢の親しい友達が生まれる中で、葛藤やいざこざを経験しながら、他者への親しみを通して自己の世界を広げていく。保護者等の特定のおとなや同世代のこども同士の関わりが大切であるが、それ以外にきょうだい、異年齢のこども同士、地域の多様なおとなとの関わりを通して多様な人間関係を学ぶ。

(モノ・自然・絵本等・場所等との出会い)

○さらに、こどもは人だけではなく、モノ・自然・絵本等・場所等の多様な環境との出会いを通して成長する。モノには積木やブロックなどの遊具、空き箱や廃材などのような素材、ハサミなどの道具などもある。また、自然には葉っぱなどの植物、虫などの生き物、風や空など自然物が挙げられる。絵本等には、絵本に加え図鑑や物語などがある。そして、こどもが遊ぶ場所は公園等の公共の場だけではなく、海や山、商店街など日常的な場にもある。

³⁰ 文部科学省中央教育審議会の幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会が令和5年2月にとりまとめた「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（審議まとめ）」においても、0歳から18歳の学びが連続している中で、こどもは遊びを通して学ぶという幼児教育の特性についての認識を社会と共有し、幼児期において遊びを通して育まれてきた資質・能力（認知能力・非認知能力）が、小学校以降の学習に円滑に接続するよう教育活動に取り組む重要性について示されている。

1 ○こどもは様々な環境に興味を持つ。道端の葉っぱであっても、興味を持つと
2 それを拾って、触れたり、並べたり、比べたり、色水をつくったり、絵を描
3 いたりするなど、多様な関わり方をする。このように、主体的に働きかけら
4 と、その環境が変化したり、手ごたえがあったりするなど、応答的な環境が
5 こどもにとっては魅力的である。年齢を重ねても、こどもの成長に応えられ
6 る環境が豊かな遊びに必要である。

7 ○豊かな遊びの環境に出会う中で、こどもは心や体を動かしながら、気づき、
8 試行錯誤しながら世界を深めたり、広げたりする。すべての人が比較的こど
9 もの活動場面をイメージしやすいと考えられる、体験の重要性、外遊びの重
10 要性や、絵本の重要性などについても、このような豊かな遊びには「環境と
11 の関わり」が重要だという観点から理解されることが望ましい。

12 ○なお、遊びは、日々の生活の中で個々のペースや興味・関心に合わせて、環
13 境を通じてこども自身が主体的に展開していくことが大切であり、おとなは
14 こどもの思いや願いを尊重しながら、遊びの環境を整えていくことにも留意
15 する必要がある。

17 (3) 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

18 ○こどもの育ちは連続性かつ多様性があることが基本である。中でも、乳幼児
19 期はこれらの点を重視して育ちを支えることが特に重要な時期である。一方、
20 誕生前後、就園前後、小学校就学前後などのタイミングで、こどもの年齢に
21 応じて環境（社会）の面が大きく変わる節目がいくつか存在する。

22 ○このような節目が、こどもの育ちの大きな「切れ目」にならないように、こ
23 どもの発達過程や連続性に留意して、ウェルビーイング向上に必要な環境
24 （社会）を切れ目なく構築していくことが重要である。特に、乳幼児の育ち
25 は、身体的・精神的・社会的な観点（バイオサイコソーシャルの観点）を踏
26 まえれば、母子保健分野とこども家庭福祉分野が連携することも含め、こど
27 もの誕生前から切れ目なく支えることが重要であることを強調したい。

28 ○そのため、本答申では、多様なこども一人一人の発達の連続性の中で、こど
29 ものためにできることについて、それぞれの者が理解を深める観点から、次
30 の4つの時期ごとの留意事項を整理した。

31 ○また、こどもは、この4つの時期を経て、学童期、思春期、青年期と切れ目
32 なく育ちが続いていき、かつて「誕生前から幼児期まで」の育ちを支えられ
33 た者が、様々な立場で、次代の「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を
34 支えるという循環が続いていく。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

<妊娠期（保護者・養育者がこどもの誕生を迎え入れる準備期）³¹>

○妊婦やその家族のウェルビーイング向上を社会全体で支えることが、こどもの育ちを支える上で、大切なはじめの一歩となる。妊娠前・妊娠中の生活習慣³²や栄養状態を含めた母親の心身の健康を支えることのみならず、父親も含め、こどもの誕生を迎え入れる保護者・養育者のウェルビーイングを支えることや必要な知識の獲得する等に向けた成長支援、これから親となる世代への支援も重要である。保護者・養育者が、これから始まる子育てをポジティブに感じることができ、こどもの育ちについての関心や理解を高め、困った時に支援を得られる人や手段を確認するなど、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」の時期の見通しを持つことができるようにすべての人で支えていく必要がある。

○育ちを切れ目なく支える観点から、妊娠以前の時期も含め、子育てに関するわかりやすく信頼できる情報へアクセスしやすくすることや、専門性を持って保護者・養育者を支援し、その成長に伴走してくれる人の存在を確保することが重要である。

○ライフイベントの多様性を尊重しつつ、妊娠がわかった家庭の保護者・養育者のみならず、保護者・養育者にはならない人も含め、思春期、青年期の時から、こどもの育ちや子育てについて学んだり、体験できる機会が必須である。また、こどもも「こどもまんなか社会」のづくり手であり、乳幼児同士のみならず、学童期からこどもの育ちについて学んだり、関わる機会があることが重要である。

<乳児期>

○危険や疾病などから生命を守ることも含め、生きるための基本的なことすべてにおいて、保護者・養育者や直接接するおとなに大きく依存する時期であり、こどもにとって必須の「アタッチメント（愛着）」を形成する

³¹ 例えば、保護者・養育者として必要な脳と心は、父親についてもパートナーの妊娠期から育つなど、母親のみならず、こどもの誕生を迎え入れる家族を支える観点から、重要な時期である。

³² 妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針～妊娠前から、健康なからだづくりを～（令和3年3月厚生労働省）では、妊娠前からの栄養の重要性が示されており、妊娠前からの適切な食習慣が形成されるよう、バランスの良い食事や適切な運動、たばこや飲酒などについての10項目の指針が示されている。

1 はじめの重要な時期である。また、保護者・養育者にとって、子育て期の中
2 中でも特に大変さを感じやすい時期であり、こどもの育ちに係る質を保
3 障する観点からも、産後の母親及び父親の支援、保護者・養育者同士がつ
4 ながること、子育ての喜びや悩みを共有したり、子育ての知恵を学んだり
5 できる場があること、保護者・養育者の子育ての負担感や孤立感の緩和な
6 どをすべての人で支えていく必要がある。

- 7 ○育ちを切れ目なく支える観点から、こどもの誕生前後で大きく生活環境
8 が変わる保護者・養育者に対して、支援を求めにくい事情がある人も含め、
9 タイミングを逃さず多職種による重層的な支援が届くことが重要である。

10
11 <概ね1歳から3歳未満>

- 12 ○基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、
13 人やモノとの関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期である。また、
14 家庭の状況等によって幼児教育・保育施設へ就園していないこどもも多
15 いが、ひとしい育ちを保障する観点から、どのような環境であっても、「こ
16 どもの育ち」そのものの質に関する観点から必要な支えがあるように留
17 意する必要がある。

- 18 ○育ちを切れ目なく支える観点から、保護者・養育者の就労環境や幼児教
19 育・保育などの利用状況が変わるタイミングでも、こどもの育ちに係る質
20 が共通して保障されるよう、全ての保護者や養育者は必要な事項を認識
21 することが重要である。

22
23 <概ね3歳以上から幼児期の終わり>

- 24 ○多くのこどもが幼児教育・保育施設等において、同年齢・異年齢のこども
25 との関わりを通じて育っていき、義務教育段階につながっていく時期で
26 ある。こどもと応答的な関わりをしながら保育者や支援者等がこどもと
27 関わっていたり、こども同士で対話していたりするなど、こどもがより幅
28 広い形で意思を発するようになり、集団の場で、社会で受け止められる経
29 験等を通じて自己肯定感等を得ていく中で自信をつけながら育っていく。

- 30 ○育ちを切れ目なく支える観点から、幼児教育・保育施設へ就園するよう
31 になっても、保健、医療、福祉、教育、療育³³等の関係施設、家庭、地域が

³³ 「療育」とは、障害のあるこどもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活

1 連携し、ともに連続した生活の場としてこどもの育ちに係る質を保障し
2 ていくことが重要である。

3 ○また、「幼児期の終わり」までの育ちが、それ以降の育ちに、心身も、そ
4 の周囲の環境(社会)やそのネットワークもつながっていくことを踏まえ、
5 「幼児期の終わり」に存在する環境(社会)の節目がこどものウェルビー
6 イングの大きな切れ目とならないよう、幼児期と学童期以降の接続の不
7 断の改善が重要である。保健、医療、福祉、教育、療育など、こどもの成
8 長に関わる分野の関係者が連携し、認識を共有しながら、幼児期から学童
9 期に渡っての育ちを保障していくことが重要である³⁴。

11 (4) 保護者・養育者³⁵のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

12 (幼児期までの保護者・養育者への支援・応援³⁶の重要性)

13 ○こどもを養育する立場にある保護者・養育者は、こどもに最も近い存在であ
14 り、特に「こどもの誕生前から幼児期まで」は、アタッチメント(愛着)の対
15 象となる保護者・養育者がこどもの育ちに強く影響を与えることから、保護
16 者・養育者自身がウェルビーイングを高められることが、こどもの権利と尊
17 厳を守り、「安心と挑戦の循環」を通じてこどものウェルビーイングを高めて
18 いく上でも欠かせない。

19 ○また、幼児期までは、こどもにとって人生の最初期であるとともに、保護者・
20 養育者自身にとっても養育経験の最初の時期である。子育ても特に手がかか
21 る時期であることから、出産前後の綿密なケアも含めて保護者・養育者への
22 支援・応援が特に必要である。だからこそ、「こどもの育ち」そのものを支え

及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心
理的、教育的及び医療的な援助をいう。

³⁴幼保小の接続について、文部科学省においては、教育の専門性の下、幼保小の協働による架け
橋期(5歳児から小学校1年生までの2年間を指す)の教育の一層の充実を推進している。

³⁵ 保育者など、保護者・養育者の養育役割の一部を補う立場で、日常的に乳幼児を育てる立場に
ある人への支援も、育ちの要素として重要。

³⁶ 本答申では、「支援」は、経済的支援ではなく、子育て自体の支援、家庭教育支援など、保護
者・養育者に寄り添い、伴走したり、何らかの直接的な援助を行ったりするなどの意味合いでの
「支援」を指し、用いている。また、支援ニーズの高い方へのハイリスクアプローチのみなら
ず、ポピュレーションアプローチも重要であり、どんな保護者・養育者も支えられながら養育を
行うことが当たり前であるという社会認識を共有する観点から、支援者による積極的なケアや、
必要に応じた子育て当事者のサポートなども含め、幅広い概念を表すために、「支援・応援」が
重要であるとしている。

1 るためには、学童期以降と比べても、特にこの時期にこどもとともに育つ保
2 護者・養育者のウェルビーイングと成長をすべての人できめ細かに支えるこ
3 とが重要である。

4 ○しかし、保護者・養育者であれば当然子育ては上手に行うことができるべき
5 であるという社会規範や、保護者・養育者が子育てにおいて誰かに頼ること
6 や相談することを恥ずかしいこととして捉えるなどの価値観が、今の子育て
7 世代の暮らす社会環境に影響している点は否定できない。こどものための、
8 保護者・養育者に係る養育の義務が、社会環境とあいまって、必要以上に保
9 護者・養育者を追い込んでしまわないようにする必要がある。

10 ○地縁・血縁の希薄化など社会情勢の変化により、子育てを取り巻く環境が大
11 きく変わっており、子育ては悩むのが当たり前、自分だけで背負わず誰かに
12 相談することは恥ずかしいことではなく、こどものウェルビーイングのため
13 に、必要な親子関係の構築に向けた支援を受けたり、主体的に親が育ってい
14 くための学びの支援を受け、応援されたりすることが当たり前であると保護
15 者・養育者自身が感じることができる環境（社会）をつくっていくことが必
16 要である。

17 ○保護者・養育者がこどもの養育についての第一義的責任を持つ者であるから
18 こそ、保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援は不可欠であ
19 り、子育ての支援・応援を社会全体で保障していくことが、こどものウェル
20 ビーイングのために重要である。

21 ○なお、保護者・養育者の心身の状況や置かれた環境も多様であり、障害のあ
22 るこどもを養育している場合や、ひとり親、貧困家庭の場合など、特別な支
23 援を要する子育て環境にある保護者・養育者について、特に留意する必要が
24 ある。こどもの育ちへの切れ目ない伴走があることにより、学童期以降への
25 見通しを安心して持つことができるような情報提供も含め、保護者・養育者
26 のウェルビーイングと成長の支援・応援についても、心身の状況、置かれて
27 いる環境等に十分に配慮しつつひとしく保障されることが重要である。

28
29 (すべての保護者・養育者が支援・応援とつながる重要性)

30 ○保護者・養育者支援のための制度やサービスは、必要としている人が必要な
31 タイミングでつながることができなければ意味をなさない。また、制度やサ
32 ービスの存在を知らない、支援・応援を受けることへの躊躇や偏見がある、
33 自身の困り感を説明することが困難であるなど、支援・応援につながること
34 を阻むハードルの存在を考慮する必要がある。すべてのこどもが支援につな
35 がることができるよう、こども同士がつながる身近な場所の活用といった接

1 点づくりの工夫等を行うことにより、量的な保障も含めて保護者・養育者を
2 支援・応援し、こどもの誕生前から切れ目なく保障することが重要である。

3 ○このような観点から、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、保護者・養育
4 者にはならない人も含め、学童期、思春期、青年期の時から、こどもの育ち
5 や子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする機会を保障していくべ
6 きである。

7
8 (こどもとともに育つ保護者・養育者の成長の支援・応援)

9 ○こどもの育ちのためには、親も育っていくという視点から、子育てと家庭教
10 育の双方の観点で、保護者・養育者自身が成長を支援されることも重要であ
11 る。そのため、こどもと過ごす時間や触れ合う経験の確保については、保護
12 者・養育者の労働環境の整備も含めた対応が必要である。また、保護者・養
13 育者同士の育ち合いはもちろん、こどもの思いや願いを受け止めて必要な対
14 応につなげるためにも、信頼できる情報や伴走者としての保健師やソーシャ
15 ルワーカーをはじめとした母子保健やこども家庭福祉などの専門職による成
16 長支援などが重要である。

17 ○まず、こどもを育てる中で、保護者・養育者自身もこどもとともに育ってい
18 くという視点が重要である。こどもを養育するために必要な脳や心の働きは、
19 経験によって育つものであり、生物学的な性差がないことが明らかになって
20 いる。こどもと触れ合う経験から、保護者・養育者自身が学びを得て成長し
21 ていくのである。こうした点で、アタッチメント（愛着）の形成は、こども
22 のみならず、保護者・養育者にとっても重要である。そのため、男女ともに
23 保護者・養育者がこどもと関わる経験を確保することがこどもの育ちに係る
24 質の観点からも重要であり、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、すべて
25 の人がこどもの頃から乳幼児と触れる経験をすることが大切である。

26 ○また、保護者・養育者同士のつながりは、保護者・養育者同士の育ち合いの
27 ためにも重要である。子育て支援や家庭教育支援の中では、このようなネッ
28 トワーク形成が重視されることが望ましい。

29 ○さらに、体罰によらない子育てのために³⁷必要なこと、おとなからこどもへの

³⁷ 令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月に施行された。政府においては、「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」(令和2年2月)がとりまとめられるなど、体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えるとともに、保護者・養育者が子育てに悩んだ時に適切な支援につながるための取組が推進されている。

1 避けたい関わり、こどもの主体性の発揮に向けて必要なことなど、家庭教育
2 支援の観点も含め、子育てに関して、わかりやすく信頼できる情報が保護者・
3 養育者に届くことや、保護者・養育者がそういった情報に主体的にアクセス
4 し、学ぶことができることが必要である。また、情報だけでなく、専門性を
5 持って保護者・養育者とともにこどもの育ちを見取り、見守り、こどもの理
6 解を促すなど、支援を行うだけでなく、保護者・養育者の成長に伴走する人
7 の存在も重要である。
8

9 (5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

10 ○幼児期までに限らず、本来「こどもの育ち」に係る質には、保護者・養育者
11 や、こどもに関わる専門職のみならず、すべての人がそれぞれの立場で、直
12 接・間接あるいはその両方の形で影響している。養育の第一義的責任を有す
13 る保護者・養育者の役割は重要であるからこそ、こどもの育ちに関する家庭
14 や地域などの社会の情勢変化も踏まえ、現代の社会構造に合った発想で、こ
15 どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増していくことが必要である。

16 ○また、こどもが直接触れる人や空間という観点では、こどもは保護者・養育
17 者や保育者のみならず、様々な人と関わり合い、家庭のみならず様々な空間
18 で日々を過ごしており、それらの日々の生活はこどもにとってすべて連続し
19 ている。特に、幼児期までは、こども自身が自分の状況や思い・願いを言葉
20 で伝えることが難しく、学童期以降のこども以上に、周囲のおとなが一人
21 一人のこどもの思いや願いを受け取り、こどもの状況や思い・願いを共有し、
22 生活の連続性に配慮して積極的に育ちを支えることが重要である。

23 ○そのためには、様々なこどもと直接接する人、こどもが過ごす空間（幼児教
24 育・保育施設や子育て支援の施設のみならず、公園、図書館、科学館などの
25 様々な体験施設や自然環境、デジタル空間も含む。以下同じ。）、地域の空間、
26 社会全体の施策や文化に関わるすべての人による「こどもの育ち」の質に与
27 える影響について、環境（社会）の広がりやつながりの観点から、わかりや
28 すく「見える化」することが有効だと考えられる。このため、本答申では別
29 紙1の「こどもまんなかチャート³⁸」を作成し、保護者・養育者、こどもと直
30 接接する人、こどもの過ごす空間、地域の空間、施策や文化という層ごとに

³⁸ 「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」に、社会の様々な立場の人がどのような立ち位置で、こどもを支える当事者となりうるのかについてわかりやすく図式化したもの。すべての人が当事者となり、「こどもまんなか」という一貫した考え方の中でこどもの育ちを保障していくという理念や、こどもも「こどもまんなか社会」のつくり手であるという考え方も表している。

1 整理した。

- 2 ○なお、地域において、「こどもまんなかチャート」の様々な立ち位置でこども
3 を支える人同士をつなぐ、コーディネーターの役割を担う存在も必要である。

4
5 <保護者・養育者>

- 6 ○こどもを養育する立場にある保護者・養育者は、こどもに最も近い存在で
7 あり、こどもにとってのアタッチメント（愛着）を形成する対象となるこ
8 とを通じ、こどもの育ちにおいて極めて重要な役割を果たす。こどものウ
9 ェルビーイング向上に必要な考え方を、保護者・養育者と共有しつつ、保
10 護者・養育者が安心して、社会に応援されていると感じながら子育てがで
11 きる状態でいられることが、こどもの育ちの質を左右する。また、保護者・
12 養育者間の良好な関係性や保護者・養育者自身の心身ともに健康的な状
13 態を保つことも、こどもの育ちにとって大切な要素である。そのため、(4)
14 のビジョンに基づく、こどもとともに育つ保護者・養育者のウェルビー
15 イングと成長が支えられることが重要である。

- 16 ○なお、妊娠期においては、この保護者・養育者自身が、「こどもまんなか
17 チャート」の真ん中に位置することとなる。

18
19 <直接接する人>

- 20 ○保護者・養育者以外に、こどもに直接接する人もこどもの育ちに大きな影
21 響を与える。「アタッチメント（愛着）」を形成することができる人は、必
22 ずしも保護者・養育者だけに限らず、こどもの育ちと密に接する保育者な
23 ども含まれ、こどもにとって日常的に重要な役割を果たすことができる。
24 ○また、「アタッチメント（愛着）」の形成に限らず、こどもと直接接する人
25 はこどもの育ちに様々な影響を与える。そこには親族、保育者、医師、保
26 健師、助産師、看護師等や、こどもの支援に当たる専門職及び周囲のおと
27 なのなどに加え、関わり合うこども同士も含まれる。

28
29 <過ごす空間>

- 30 ○乳幼児は、環境や人との関わり、遊びを通して育つため、日常を過ごす「空
31 間」も重要である。空間は、こどもと保護者・養育者やこどもと直接接す
32 るおとなが、こどもの誕生前も含め、安心できる落ち着いた環境下でこど
33 もの育ちに関わることを通じて、間接的にもこどもの育ちに影響を与え

1 重要な要素である。また、公園等の公共の空間では、こどもが思う存分
2 遊びにくい状況となっている場合もある。公園等は、こどもの豊かな育ち
3 や遊びの場として重要であることなどについて、こどもや子育てに優し
4 い社会に向けた気運醸成を進めるために、社会の認識共有を図っていく
5 ことが必要である。

6 ○これらの「こどもが過ごす空間」を豊かなものにするためには、居住空間
7 や通う園・施設の空間のみならず、この空間をつくる「こどもを見守る人」
8 が重要であり、この「こどもを見守る人」には、幼児教育・保育施設の運
9 営者や、地域子育て支援の運営者、民生委員・児童委員などが含まれる。
10 これらの人は、こどもと直接接する人の立場ともなりうるが、同時に「こ
11 どもを見守る人」として、こどもが安全に過ごす空間をつくり、こどもが
12 置かれている状況を確認するとともに必要に応じて改善していく重要な
13 役割を果たす。

14 <地域の空間>

15 ○こどもが暮らす地域の空間は、直接的に、また、保護者・養育者等を介し
16 て間接的に、こどもの育ちに影響を与える重要な要素であり、この地域の
17 空間の豊かさを確保する人としては、近所の人、商店の人、居住地域の地
18 方公共団体の関係職員などの地域社会を構成する人などが挙げられる。

19 ○これらの地域社会を構成する人との間でも、『育ちのヴィジョン』の内容
20 を共有し、地域社会の未来を担う「地域のこども」の育ちを、地域が直接
21 的・間接的に応援する社会をつくるのが、こどもの育ちに係る質にとっ
22 て重要であり、これがこどもたちの社会への信頼にもつながる。その際、
23 共生社会の実現に向け、どのような地域に生まれても、心身の状況や置か
24 れている環境等にかかわらず、ともに生きていくことのできる地域の空
25 間を保障していくことも、こどものウェルビーイング向上に欠かせない。

26 <施策や文化>

27 ○我が国の施策や文化は、保護者・養育者、こどもと直接接する人、こども
28 が過ごす空間、地域の空間のすべてに影響を与え、間接的にこどもの育ち
29 に影響を与える。この施策や文化をつくる主要な関係者としては、政策に
30 携わる人、こどもの育ちに直接関わる企業の人、保護者・養育者などが働
31 く企業の人、多様な情報を伝達したり、聴き取った人々の声を届けたりす
32 るメディアの人などが挙げられる。これらの人は、保護者・養育者の働き
33 34

1 方も含めたこどもの育ちに係る質を巡る社会の仕組みづくり、こどもに
2 触れるおとなの過ごす環境づくり、こどもの育ちに係る適切な情報のわ
3 かりやすい発信などを通じて、人々の認識に影響を与え得る立場にある
4 ため、これらの人との間でも『育ちのヴィジョン』を共有していくことが
5 こどもの育ちにとって欠かせない。

6 ○特に、こども家庭庁を司令塔とする政府は、別紙2を踏まえ、自らも社会
7 全体の環境をつくる重要な役割を負う者であり、『育ちのヴィジョン』の
8 実現を強力に牽引することが求められる。

9

1 おわりに～実効性のある『育ちのヴィジョン』とするために～

2 ○こども家庭審議会においては、内閣総理大臣からの諮問を受け、これまで幼
3 児期までのこどもの育ち部会において○回の議論を重ね、今般、『育ちのヴィ
4 ジョン』の策定に向けた本答申をとりまとめた。

5
6 (「こども大綱」に位置づけられるこども施策への反映)

7 ○『育ちのヴィジョン』は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる、
8 「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」に着目し、この時期の育ちに係る
9 質をひとしく切れ目なく保障し、すべてのこどもの身体的・精神的・社会的
10 ウェルビーイング向上を図るための羅針盤として、すべての人と共有したい
11 理念や基本的な考え方を整理したものである。『育ちのヴィジョン』を、「こ
12 どもの育ち」の充実につなげるためには、『育ちのヴィジョン』の実効性の確
13 保、すなわちこども施策への反映が不可欠である。

14 ○そのため、こども基本法に基づきこども施策の基本的な方針や重要事項等
15 について定める「こども大綱」に『育ちのヴィジョン』の理念や基本的な考え
16 方を反映し、こども大綱の下で策定することとしている「こどもまんなか実
17 行計画」において、関連する目標や指標を整理した上で、具体的施策を強力
18 に推進していくことが必要である。

19
20 (すべての人の具体的行動を促進する取組)

21 ○『育ちのヴィジョン』の実効性を確保するためには、社会の認識の転換を図
22 り、『育ちのヴィジョン』をすべての人とともに実現していくことが必要であ
23 る。そのためには、『育ちのヴィジョン』をすべての人と共有することに加え、
24 具体的行動を促進する施策が必要である。

25
26 (『育ちのヴィジョン』をすべての人と共有するための副題の設定等)

27 ○『育ちのヴィジョン』は、子育て当事者や、こどもと日常的に関わる機会が
28 ない人にも共有されることにより、社会の認識の転換につながっていく。そ
29 のため、内容を端的に示すとともに、理念や基本的な考え方をイメージでき
30 る副題等を設定する必要がある。その際、「こどもの誕生前から幼児期までの
31 育ち」を、これまでに増して重要視し、すべての人で支えていく社会の認識
32 転換を主導する発信力のあるキーワードが含まれることが望ましい。

33 ○そのため、本答申においては、一人一人のこどもの立場に立ち、妊娠期が概
34 ね 10 か月、誕生から小学校就学までが平均概ね 6 年 6 か月、幼保小接続期
35 (5 歳児から小学校 1 年生までの 2 年間)も見通せばさらに概ね 1 年、合計

1 概ね 100 か月であることに着目し、『育ちのヴィジョン』に基づき「こどもの
2 誕生前から幼児期までの育ち」を支える上で見据える概ねの時期として、母
3 親の妊娠期から数えた育ちに係る「はじめの 100 か月」という概念を提案す
4 ることとした。政府においては、本答申を踏まえ、育ちに係る「はじめの 100
5 か月」をキーワードの 1 つとして、『育ちのヴィジョン』の発信において工夫
6 をしていくことが求められる。

7 ○また、『育ちのヴィジョン』が、子育て当事者やこどもと日常的に関わる機会
8 がない人も含めたすべての人と共有され、社会の認識の転換を図るものであ
9 ることから、一般的な政府文書と比べて、より端的でわかりやすい概要を活
10 用することやその他普及啓発策が欠かせない。

11 ○政府の司令塔となるこども家庭庁が中心となり、母親の妊娠期から数えた育
12 ちに係る「はじめの 100 か月」の身体的・精神的・社会的ウェルビーイング
13 の向上をすべての人で支えるなど、社会の認識の転換につながるようなキー
14 ワードの下で、できる限りわかりやすく、親しみやすい形で普及啓発を行う
15 ことにより、より多くの人と『育ちのヴィジョン』の理念や基本的な考え方
16 を共有し、社会全体のすべての人が、それぞれの立場から最大限可能な形で、
17 ともにこどもの育ちを支えていくことを期待したい。

18
19 (『育ちのヴィジョン』の具体的実現策の一体的・総合的推進)

20 ○『育ちのヴィジョン』が、真に効果を発揮するためには、すべての人ととも
21 に進める具体的実現策を一体的・総合的に推進しなければならない。

22 ○そのため、国において、こども政策の司令塔となるこども家庭庁が中心とな
23 り、省庁の縦割りを越えて関係省庁と緊密に連携し、

24 ①『育ちのヴィジョン』の実現に必要なこども施策をこども大綱等に体系的
25 に位置づけ、一体的・総合的に推進し、こども大綱の下で策定することと
26 している「こどもまんなか実行計画」の改定の検討等と連携しながら不断
27 に見直していくこと

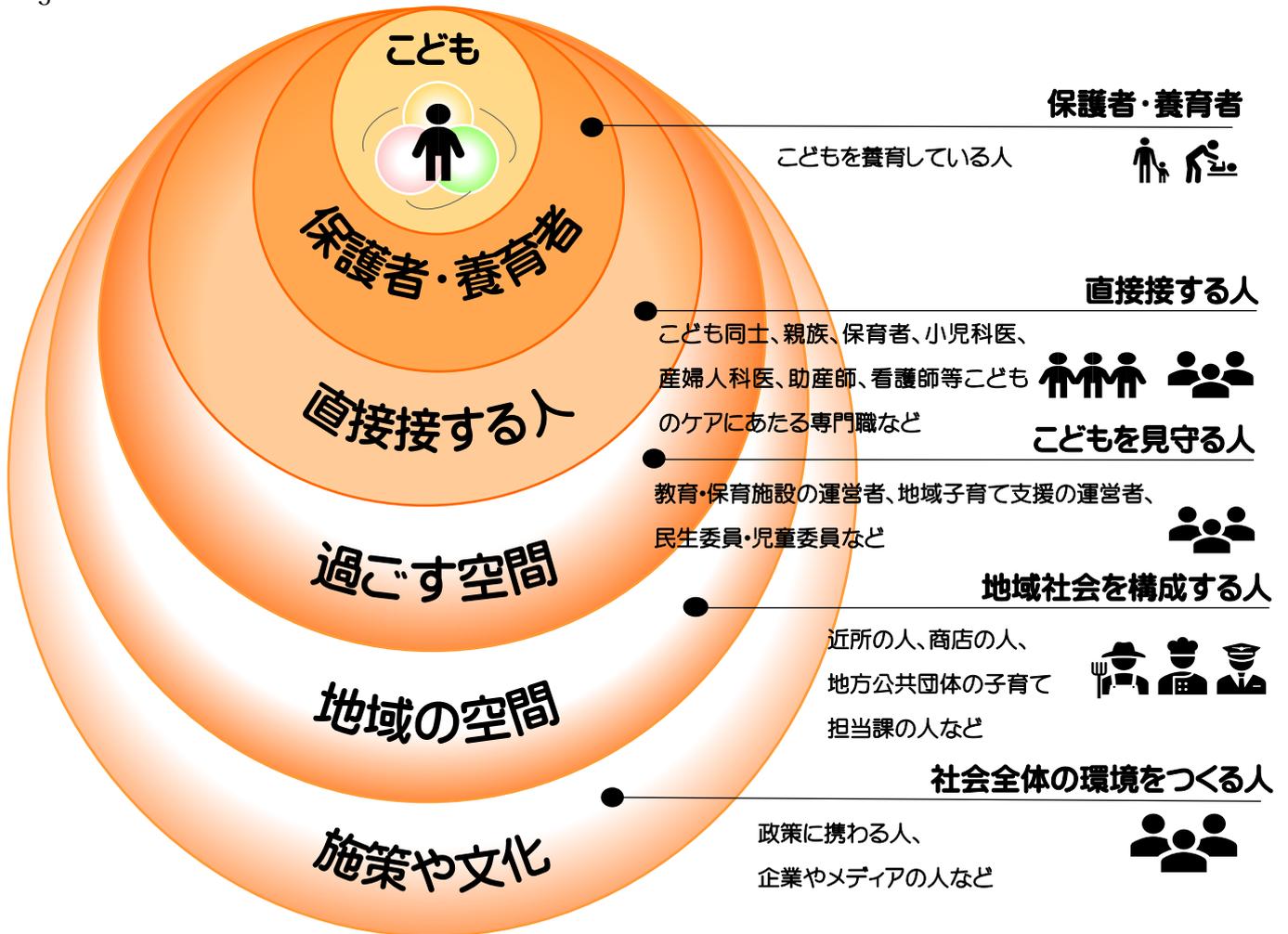
28 ②全世代、立場を越えたすべての人それぞれと『育ちのヴィジョン』の考え
29 方を共有するため、効果的な普及啓発を通じた社会の認識転換や具体的
30 行動の促進のための取組を推進すること

31 ③こども政策推進会議の下に、国としての取組の推進体制を整え、『育ちの
32 ヴィジョン』が実現されているかについて定期的にモニタリングや調査
33 を行い、取組のフォローアップを行うことができる体制をつくることな
34 どにより、『育ちのヴィジョン』の実現に向けて、強力に取組を推進する
35 ことを期待する。

1 別紙1 それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」

2

3



※空間には、幼児教育・保育施設や子育て支援の施設のみならず、公園や自然環境、デジタル空間を含む

1 別紙2 『育ちのヴィジョン』の実現に向けた社会全体のすべての人の役割

2 1. こども施策の推進主体

3 (1) 国

4 ○国は、政府の司令塔であるこども家庭庁が中心となり、『育ちのヴィジョン』
5 に基づき、関係省庁や地方公共団体と連携し、それぞれの立場で「こどもの
6 誕生前から幼児期までの育ち」を支えるすべての人を支援することで、具体
7 策を強力に推進する役割が求められる。これらを通じ、地域を越えた取組も
8 含め、国がその固有の責任を果たしてこそ、社会の認識の転換を図ることが
9 できる。

10 ○例えば、家庭、地域以外で乳幼児が多くを過ごす幼児教育・保育施設
11 については、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12
12 月閣議決定）において³⁹、こども家庭庁は、文部科学省の定める幼稚園の教育
13 内容の基準の策定にあたって協議を受けることとし、文部科学省は、こども
14 家庭庁が定める保育所の保育内容の基準の策定に当たり協議を受けることと
15 された。また、幼保連携型認定こども園の教育・保育内容の基準をこども家
16 庭庁と文部科学省が定めることとされ、幼児教育・保育施設の教育・保育内
17 容の基準の整合性を担保するための所要の制度改正が措置されている。

18 ○また、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」において不可欠な成育医療等
19 ⁴⁰の切れ目ない提供には、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野
20 での取組の推進が必要であることから、成育基本法が令和元年12月に施行さ
21 れるとともに、こども基本法の成立等を踏まえ、「成育医療等の提供に関する
22 施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の変更が令和5年3月に閣議決

³⁹ 「施設類型を問わず共通の教育・保育を受けることが可能となるよう、こども家庭庁は、就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌する観点から、文部科学省の定める幼稚園の教育内容の基準の策定に当たり協議を受けることとし、文部科学省は、幼児教育の振興に関する事務を所掌する観点から、こども家庭庁が定める保育所の保育内容の基準の策定に当たり協議を受けることとし、これらの教育・保育内容の基準をともに策定（共同告示）することとする。幼保連携型認定こども園の教育・保育内容の基準をこども家庭庁及び文部科学省が定めることと併せ、3施設の教育・保育内容の基準の整合性を制度的に担保する（児童福祉法及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正）」とされたもの。

⁴⁰ 妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する、医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等をいう。

1 定され、『育ちのヴィジョン』においても前提としている「バイオサイコソ
2 シヤル」の観点（身体的・精神的・社会的な観点）で取組の充実を図ってい
3 る。

4 ○これまで国が進めてきたこのような取組を、『育ちのヴィジョン』の策定後も、
5 こども家庭庁が中心となって一層推進していくことが重要である。
6

7 (2) 地方公共団体

8 ○地方公共団体は、こども基本法に基づき、こども施策に関し、国及び他の地
9 方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた
10 施策を策定し、実施する責務を有する。家庭や子育てに夢を持ち、子育てに
11 伴う喜びを実感できる社会環境を整備するなどのこども基本法の理念にのっ
12 たり、こども施策を策定し、実施する重要な役割を持つ。

13 ○また、こども施策の策定・実施にあたっては、施策の対象となるこどもやこ
14 どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講
15 ずることや、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係者相
16 互の有機的な連携の確保等が求められている。地方公共団体には、これらこ
17 ども基本法の要請にのっとり、『育ちのヴィジョン』も踏まえ、関係機関の相
18 互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支えるこど
19 も施策の展開を図っていく役割が求められる。

20 ○そのため、国は、地方公共団体が上記の役割を果たすことができるように、
21 地方公共団体と『育ちのヴィジョン』の理念や基本的な考え方を共有してい
22 くことが重要である。また、地域において、『育ちのヴィジョン』を踏まえ、
23 例えばこどもの育ちに関する具体的活動を推進するコーディネーター役の人
24 材を育てていくことを促すことなどに加えて、地方公共団体のこども施策の
25 不断の見直しを促し、支援の充実を図ることが必要である。

26 ○同時に、『育ちのヴィジョン』の実現につながる地方公共団体の優れた取組事
27 例の横展開や、『育ちのヴィジョン』も踏まえ、地方公共団体の視点を活かし
28 た国と地方の対話等を推進することが必要である。
29

30 2. こどもの育ちの環境に影響を与えるすべての人

31 (1) 社会全体の文化や施策に影響を与える人

32 ○メディアなども含め、社会全体の文化や施策に影響を与える主体には、『育ち
33 のヴィジョン』も参考にして、こどもの育ちについての関心と理解を深める

1 ように努めつつ、それぞれの立場から「こどもの誕生前から幼児期までの育
2 ち」を支える社会全体の文化や施策をつくっていくことが求められる。

3 ○こうした役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係るこども施策の
4 推進は、社会全体の文化や施策に影響を与える主体と適切な協力関係を築き
5 ながら行うことが必要である。

7 (2) 事業主

8 ○事業主は、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環
9 境を整備するというこども基本法の理念を実現するための重要な役割を担う
10 主体として、その雇用する労働者の職業生活と家庭生活の充実が図られるよ
11 う、必要な雇用環境の整備に取り組むことが求められる。

12 ○こうした役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係るこども施策の
13 推進は、こども基本法の理念を実現する上での重要な社会のステークホルダ
14 ーとして、事業主と適切な協力関係を築きながら行うことが必要である。

16 3. 直接こどもの育ちに関わる人

17 (1) 保護者・養育者

18 ○保護者・養育者は、こどもの養育について第一義的責任を有する者である
19 の認識の下、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」についての関心と理解
20 を深めるように努め、社会の支援・応援を受けたり、主体的にアクセスした
21 りしつつ、こどもを養育することが求められる。ただし、このような基本認
22 識の前提として、保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して
23 共有でき、社会に十分支えられていることが重要である。

24 ○こうした保護者・養育者の役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに
25 係るこども施策の推進は、「2.」の(4)のビジョンに基づき、こどもと
26 ともに育つ保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支援し、応援する視
27 点で行われることが必要である。

29 (2) 専門的な立場でこどもの育ちに関わる人

30 ○保育者など専門的な立場でこどもの育ちに関わる人は、こどもの「アタッチ
31 メント(愛着)」の対象ともなるなど、日常的で密な関わりを持つことができ、
32 こどもの育ちに係る質を考える上で特別な存在である。このため、保育者等

1 が誇りを持って働くことができるような体制整備が必要である。

2 ○このような大切な役割を持つ専門職である保育者や、子育て支援員、教育・
3 保育施設の運営者、地域子育て支援の運営者など、保育や子育て支援に携わ
4 り、乳幼児の日常の育ちを支える人には、教育・保育の専門職としての専門
5 性の中で、幼児教育・保育に関する基準等に基づき、こども基本法にのっと
6 り定める『育ちのヴィジョン』を体現しつつ、こどもの育ちに係る質の向上
7 のために家庭への支援や地域との連携を図っていく役割が求められる。

8 ○その際、専門性を持ちながら「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を日
9 常的に支えている立場を活かし、『育ちのヴィジョン』に示す理念や基本的な
10 考え方を共通言語として活用しつつ、保護者・養育者の成長を支援・応援し
11 たり、学童期以降の育ちを支える立場の人へ切れ目なく橋渡しをしたりする
12 など、幼児期までのこどもの育ちの専門職としての助言役の役割も求められ
13 る。

14 ○また、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科
15 衛生士その他の医療関係者、カウンセラーやソーシャルワーカーなどの心理
16 や福祉の専門職、民生委員・児童委員などの地域の支援者など、職務の中で
17 こどもの育ちに関わる人は、こども基本法にのっとり、『育ちのヴィジョン』
18 も踏まえ、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」についての関心と理解を
19 深めるように努めることが求められる。そして、引き続き、それぞれの専門
20 性や専門的基準等に基づき、こどもの育ちに係る質の向上のため、期待され
21 る役割を果たすことが求められる。

22 ○さらに、多職種で連携したり、保護者・養育者など専門的知見を持たない人
23 と協働したりしてこどもの育ちを支える際には、『育ちのヴィジョン』に示す
24 理念や基本的な考え方を共通言語として活用しつつ、適切に専門性を発揮す
25 ることも求められる。

26 ○こうした役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係るこども施策の
27 推進は、保護者・養育者の支援のみならず、乳幼児の保育や子育てに携わる
28 人に対して、体制整備を含めてしっかりと支援する視点を重視して進めなけ
29 ればならない。また、引き続き、各種の専門職等に係る施策を『育ちのヴィ
30 ジョン』を踏まえて行うとともに、各種の専門職等が『育ちのヴィジョン』
31 に示す理念や基本的な考え方を活用しやすいよう、各種の専門職等に期待す
32 る活用場面を想定した、わかりやすい『育ちのヴィジョン』の示し方に留意
33 する必要がある。

34

1 (3) 様々な立場でこどもの育ちを直接支える機会のある人

2 ○親族、保護者・養育者の知人・友人、近所の人、商店の人など、専門職以外の
3 立場でこどもの育ちに関わる人は、こども基本法にのっとり、『育ちのヴィジ
4 ョン』も参考にこどもの育ちに係る質についての関心と理解を深めるよう努
5 めるなど、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」の支え手としての役割が
6 求められる。その際、それぞれの立場から手の届く範囲で具体的なアクション
7 を実行したり、発信したり、地域社会に広く参加を呼びかけるなど、それ
8 ぞれ「こどもまんなか社会」実現の推進役となることも期待したい。

9 ○そのようにして、保護者・養育者による子育てを社会全体で支え、応援して
10 いくことが必要である。なお、こどもと関わるにあたっては、自分自身の幼
11 児期までの経験を振り返ったり、こどもの思いや願いを尊重して、どのよう
12 に関わることが適切かを考えたりすることも重要である⁴¹。

13 ○上記の役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係るこども施策の推
14 進は、『育ちのヴィジョン』の普及啓発等を通じて全世代のすべての人の関心
15 や理解の増進を図りつつ、こどもの育ちに関心を持つ人が、こどもの育ちに
16 係る質に関する基礎知識と、具体的行動のヒントを得ることができるよう
17 効果的な促進策を実施しながら行うことが必要である。

⁴¹ 例えば、こども家庭庁においては、令和5年10月に「社会全体のすべての人に向けたアンケートの結果について」「学童期以降のこども若者に向けたアンケートの結果について」（幼児期までのこどもの育ち部会（第8回）資料）をとりまとめているが、幼児期までを振り返って楽しかったことや、もっとおとなにしてほしかったことについての質問結果を、次代のこどもの育ちを支える取組につなげることも考えられる。